

## 別紙 1-1 (第二章関係)

### 令和7年度実施方針

#### 1 農場への立入検査

家畜伝染病の発生予防とまん延防止のための指導及び飼養衛生管理基準の遵守状況の確認を目的として、大規模飼養農場全戸の年1回以上の立入検査を実施し、その他小規模飼養農場以外の農家については原則として年1回以上の立入検査を実施するとともに、小規模飼養農場についても極力立入検査を実施する。

#### 2 牛

##### (1) 結核・ブルセラ症検査

結核は昭和62年、ブルセラ症は昭和61年以降本県での発生はない。「牛のブルセラ症及び結核の清浄性維持サーベイランス実施要領」に基づく検査を実施する。

##### (2) ヨーネ病

###### ア 定期検査

県内の浸潤状況を確認するため、4年度間隔で県内全域を一巡する体制で乳用牛全頭について検査を実施する。肉用繁殖雌牛については、乳用牛と同様に検査を実施する。なお、令和元年に県内全域の清浄化が達成している。

###### イ 臨時検査

「牛のヨーネ病防疫対策要領埼玉県実施指針」に基づく検査を実施する。

##### (3) アカバネ病

「牛のアルボウイルス感染症サーベイランス実施要領」に基づく検査を実施する。

##### (4) 伝達性海綿状脳症

発生の状況及び動向を把握することを目的として、県内で牛海綿状脳症を疑う症状を呈した牛についてエライザ法による検査を実施する。

##### (5) 牛伝染性リンパ腫

県内のウイルス浸潤状況の把握のための精密検査を実施し、その結果に基づき衛生管理の指導を行う。

##### (6) 牛ウイルス性下痢

県内のウイルス浸潤状況の把握のため、4年度間隔で、県内全域を一巡する体制で乳用牛、肉用繁殖牛全頭及び販売用子牛、導入牛を対象に抗原検査を実施する。

その結果に基づき衛生管理の指導を行うとともに、必要に応じてワクチン接種等の指導を行う。

##### (7) 牛伝染性疾病

発生予防のための立入検査を実施し、衛生管理及び防疫について指導するとともに、口蹄疫等、監視伝染病の早期発見を図るとともに、必要に応じ精密検査及び病性鑑定を実施する。

また、引き続き外国からの輸入牛に対する徹底した着地検疫を実施し、海外悪性伝染病の侵入を防止する。

#### 3 馬

##### (1) 馬伝染性貧血

輸入馬については、着地検疫実施期間中に検査を実施する。また、必要に応じて競走馬、乗用馬、愛玩馬の検査を実施する。

(2) 馬伝染性疾病

「輸入家畜の着地検査指針」に基づき、海外からの輸入馬等に対する着地検査を実施する。

4 豚

(1) 豚熱及びアフリカ豚熱

令和元年9月に県内で26年ぶりの豚熱発生があり、さらに令和3年12月に疑似患畜が確認されたことを踏まえ、「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、豚及び飼養いのししについて、予防的ワクチン接種、免疫付与状況確認検査を、野生いのししについては感染確認検査を実施する。

また、異常豚の病性鑑定及び野生いのししの検査については、同時にアフリカ豚熱の検査を実施する。

(2) オーエスキー病

令和元年6月に県内全地域において、ステータスⅢ以上を達成した。今後は引き続き「オーエスキー病防疫対策要領」に基づき、清浄度を確認するための検査を実施し、清浄段階（ステータスⅣ）を目指す。

(3) 豚繁殖・呼吸器障害症候群

県内のウイルス浸潤状況を把握するための精密検査を実施し、その結果に基づき、衛生管理の指導を行うとともに、必要に応じてワクチン接種等の指導を行う。

(4) 豚伝染性疾病（豚流行性脳炎等）

早期発見のための立入検査を実施し、必要に応じ精密検査及び病性鑑定を実施する。

5 鶏等

(1) 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ

令和6年11月にあひる農場で患畜が確認されたことを踏まえ、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、6月から9月までの定点モニタリング検査及び10月から5月までの強化モニタリング検査を実施し、発生予察のための監視を行う。

(2) 鶏伝染性疾病（ニューカッスル病等）

早期発見のための立入検査、衛生管理及び防疫について指導するとともに、必要に応じ精密検査及び病性鑑定を実施する。

6 蜜蜂

(1) 腐蛆病

本病は定置養蜂家を中心に県内で散発している。このため、今後も引き続き発生予防のために定期的な検査及び指導を実施する。

(2) 蜜蜂伝染性疾病（チョーク病等）

早期に異常蜂群を発見するため、立入検査を実施する。

7 めん羊及び山羊

伝達性海綿状脳症、ヨーネ病等監視伝染病の早期発見のため、立入検査を実施するとともに、死亡した18か月齢以上のめん羊及び山羊については、「伝達性海綿状脳症（TSE）検査対応マニュアル」に基づく検査を実施する。